

## 庁舎整備検討審議会の役割と検討体制について

### 1 庁舎整備検討審議会の役割

庁舎整備検討審議会は、大月市庁舎整備検討審議会条例に基づき設置され、条例第2条に基づく市長の諮問に応じ、庁舎整備の基本設計に反映させる与条件を設定する基本計画案やその他庁舎整備に必要な事項を審議し、答申する市長の附属機関です。

各委員の専門性や分野別の見識に加え、市民の視点などから幅広く中立・公正な意見をいただくことを目的としています。

<諮問内容>

- ・庁舎整備の基本計画に関すること
- ・その他庁舎整備に必要な事項に関すること

※基本構想において絞り込みを行った建設候補地3か所から1か所を選定する

### 2 検討体制

